

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	災害復旧測量業務委託	
契 約 内 容	路線測量L=0.15 k m	
契 約 期 間	平成29年7月29日～平成29年9月29日	
契 約 締 結 日	平成29年7月28日	
契 約 相 手 方	玉野総合コンサルタント（株）	
契 約 金 額	金615,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市大字善師野字奥平谷地内の平谷第一池について、平成29年7月28日（金）に城東善師野地区土木常設員より同ため池堤体の崩落が発生しているとの通報があり、同日、市職員にて現地確認を行ったところ、平成29年7月14日（金）の集中豪雨により発生したと想定される、堤体断面全体の崩落が確認された。 今後同様の災害が発生した場合、堤防の崩落が原因となり、ため池の水が下流の防災重点ため池に位置付けられている平谷第二池に流入し、許容量を超える水圧により平谷第二池の堤防が崩落し、下流側集落への浸水被害等を招く恐れがある。 よって、平谷第一池のため池としての機能を確保し、下流側集落の安全性を確保することを目的として、平谷第一池の堤体について国の災害復旧事業を活用した復旧工事を行う方針とした。また、犬山市田口一丁目地内の農地及び水路と犬山市大字塔野地字杉ノ山地内の水路においても崩落等が発生し、同様に国の災害復旧事業を活用した復旧工事を行う方針とした。 このことから、平谷第一池外の復旧に向けて、現状を把握し今後の方針を決定するための現地調査が必要であるため、緊急の現地調査を玉野総合コンサルタンツ（株）と随意契約を行うものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	災害復旧測量設計業務委託	
契 約 内 容	設計業務一式 測量業務一式 地質調査業務一式	
契 約 期 間	平成29年8月4日～平成30年2月28日	
契 約 締 結 日	平成29年8月3日	
契 約 相 手 方	玉野総合コンサルタント（株）	
契 約 金 額	金13,608,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由 犬山市大字善師野字奥平谷地内の平谷第一池について、平成29年7月28日（金）に城東善師野地区土木常設員より同ため池堤体の崩落が発生しているとの通報があり、同日、市職員にて現地確認を行ったところ、平成29年7月14日（金）の集中豪雨により発生したと想定される、堤体断面全体の崩落が確認された。 今後同様の災害が発生した場合、堤防の崩落が原因となり、ため池の水が下流の防災重点ため池に位置付けられている平谷第二池に流入し、許容量を超える水圧により平谷第二池の堤防が崩落し、下流側集落への浸水被害等を招く恐れがある。 よって、平谷第一池のため池としての機能を確保し、下流側集落の安全性を確保することを目的として、平谷第一池の堤体について国の災害復旧事業を活用した復旧工事を行う方針とした。 このことから、平谷第一池の復旧に向けて、現状を把握し今後の方針を決定するための現地調査が必要であったため、7月28日（金）に緊急の現地調査を、玉野総合コンサルタンツ㈱に依頼し、7月31日（月）に実施した。 そのため、先に依頼した現地調査に加えて、国の災害復旧事業を活用した本復旧工事を実施するための測量設計業務委託を緊急に発注する必要が生じたため、現地状況を熟知した玉野総合コンサルタンツ㈱と随意契約を行うものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	災害復旧測量設計業務委託	
契 約 内 容	測量及び法面工詳細設計 災害査定審査に必要な資料の作成	
契 約 期 間	平成２９年 ７月２１日 から 平成２９年１０月３１日 まで	
契 約 締 結 日	平成２９年 ７月２０日	
契 約 相 手 方	玉野総合コンサルタント株式会社	
契 約 金 額	5,724,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成29年7月12日（水）の集中豪雨に伴い、市道犬山栗栖線が土砂崩れにより完全に封鎖される災害が発生。早期の復旧に向けて現状を把握し今後の方針を決定する上での調査が必要であったため、7月13日（木）に災害復旧調査業務委託を玉野総合コンサルタント㈱に発注済みである。市道犬山栗栖線は重要な幹線道路であり、同様の災害を再発させないためにも、国の災害復旧事業を活用して本復旧を行う方針とした。以上より災害査定審査に必要な資料を早急に作成する必要がある、先に発注済みの災害復旧調査業務委託の受注者である玉野総合コンサルタント㈱が現地状況等を十分に把握しているため、業務の速やかな履行という観点で本測量設計業務委託についても同者を見積者とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	災害復旧調査業務委託	
契 約 内 容	市道犬山栗栖線（犬山市大字犬山字官林地内）で発生した土砂崩れについて、早期の復旧に向け現状を把握し今後の方針を決定するために緊急調査を委託するもの。	
契 約 期 間	平成２９年 ７月１４日 から 平成２９年 ８月２８日 まで	
契 約 締 結 日	平成２９年 ７月１３日	
契 約 相 手 方	玉野総合コンサルタント株式会社	
契 約 金 額	291,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成29年7月12日（水）に発生した集中豪雨により、同日16時頃、市道犬山栗栖線（犬山市大字犬山字官林地内）が土砂で完全に封鎖される災害が発生し、当該市道に加えて尾張パークウェイ（県道犬山自然公園線）も通行止めが必要となり、市民生活に著しい支障が生じた。この現場において、二次災害が発生する危険性を早急に解消する必要があり、速やかに受注者を決定し調査業務を進めるために随意契約を行う。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課